

証券コード 7494

平成28年12月 2 日

株 主 各 位

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地 2

株 式 会 社 コ ナ カ

取締役社長 湖 中 謙 介

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月19日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地 2
当社本店 5階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第43期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.konaka.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.konaka.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日本銀行の政策により企業収益・雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調をベースに推移いたしました。中国経済の減速感・欧州での同時多発テロ・英国EU離脱などの不安定な情勢、また原油価格大幅下落による株価や為替の急激な変動など先行き不透明の影響を受け、市場には節約志向が根強く残る停滞感のある経営環境が続きました。

このような状況のもと、ファッション業界につきましては、暖冬の影響による防寒具・冬物衣料の苦戦、数年来売上に大きく貢献してきましたクルーズ関連商品の売上鈍化など厳しい状況でしたが、素材調達・紡績・織布から縫製、店頭販売に至るまでのすべてのプロセスを自社でプロデュースする当社独自のSPA（製造小売）システムを活用する商品群が好調に推移しました。特にお客様からご好評をいただきました高品質のニュージーランドウールを使用したスーツ「リアルネイビー コレクション」は、ヒット商品となり、スーツの売上、一品単価、お客様単価の向上に寄与いたしました。この結果、売上高は676億61百万円（前期比1.1%増）となりました。

レストラン事業につきましては、食材価格等の高止まりの中、主力事業をサンマルクから、かつや・からやまへ入替えを推進し新たな営業体制を作りあげました。この結果、売上高は19億26百万円（前期比12.2%減）となりました。

グループの連結対象店舗数につきましては、主要都市を中心にSUIT SELECT34店舗、紳士服コナカ1店舗、紳士服フタタ1店舗、カスタムオーダーのO・S・Vを1店舗、シューズ&バッグのFIT HOUSEを2店舗、REGAL SHOESを1店舗、フランチイズではレストランのからやまを1店舗、学童保育・教育施設のキッズデュオを2校、レディース衣料のシューラルーを1店舗、リユース&リサイクルではお直しピットを1店舗、ドンドンダウンオンウェンズデイを1店舗、合計46店舗を新規に出店いたしました。一方、期間満了や移転等により23店舗が退店し、グループの店舗数は524店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は696億33百万円（前期比0.7%増）、営業利益は22億45百万円（前期比1.0%増）、経常利益は18億51百万円（前

期比32.7%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は39百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益12億77百万円)となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

商 品 別	金 額	構 成 比
	百万円	%
重 衣 料	24,948	35.7
中 衣 料	5,927	8.5
軽 衣 料	13,027	18.7
服 飾 雑 貨 等	22,946	33.0
補 正 代 等	811	1.2
フ ァ ッ シ ョ ン 事 業 計	67,661	97.1
レ ス ト ラ ン 事 業 計	1,926	2.8
教 育 事 業 計	46	0.1
調 整 額	△1	△0.0
合 計	69,633	100.0

- (注) 1. 重衣料は、スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート
 2. 中衣料は、ジャケット・ボトムス・アウター
 3. 軽衣料は、ワイシャツ・カジュアル・ネクタイ・アンダーウェア
 4. 服飾雑貨等は、シューズ・バッグ・アクセサリ

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金、建設協力金並びにソフトウェアを含め23億37百万円であります。

その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (平成25年9月期)	第 41 期 (平成26年9月期)	第 42 期 (平成27年9月期)	第43期 当連結会計年度 (平成28年9月期)
売 上 高 (百万円)	64,700	68,332	69,130	69,633
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	6,729	1,729	1,277	△39
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	231.09	59.38	43.88	△1.36
総 資 産 (百万円)	72,111	73,405	75,921	75,099
純 資 産 (百万円)	46,741	46,808	48,300	47,391
1株当たり純資産額 (円)	1,538.03	1,581.10	1,628.67	1,597.35

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) フ タ タ	88百万円	100.0%	ファッション事業
(株) フィットハウス	2,683百万円	91.2%	
(株) アイステッチ	20百万円	100.0%	
KONAKA (THAILAND) CO., LTD.	351百万 ^パ ーツ	100.0%	レストラン事業
コナカエンタープライズ(株)	95百万円	100.0%	

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然消費動向の判断が難しい環境が続くものと思われませんが、品質の良さと素晴らしい感性の両面を兼ね備えた価値ある商品の開発を継続し、「すべては品質から」をさらに追求していくとともに、高効率な店舗フォーマットの開発として、カスタムオーダーの新業態「DIFFERENCE」店舗など、お客様のニーズへの対応だけでなく新たなニーズの創造を目的に、更なる成長戦略を実行に移してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

当社グループは、当社、連結子会社5社及び非連結子会社4社により構成され、ファッション事業及びレストラン事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び店舗（平成28年9月30日現在）

① 当 社

本 店 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
店 舗 359店舗（38都道府県）

北海道	5店舗	青森県	6店舗	岩手県	13店舗
宮城県	15店舗	秋田県	3店舗	山形県	5店舗
福島県	12店舗	茨城県	18店舗	栃木県	11店舗
群馬県	7店舗	埼玉県	28店舗	千葉県	30店舗
東京都	70店舗	神奈川県	53店舗	新潟県	3店舗
富山県	2店舗	石川県	1店舗	福井県	1店舗
山梨県	1店舗	長野県	2店舗	岐阜県	1店舗
静岡県	8店舗	愛知県	12店舗	三重県	1店舗
滋賀県	3店舗	京都府	5店舗	大阪府	18店舗
兵庫県	6店舗	奈良県	2店舗	和歌山県	2店舗
鳥取県	1店舗	島根県	1店舗	岡山県	2店舗
広島県	5店舗	徳島県	1店舗	香川県	3店舗
愛媛県	1店舗	高知県	1店舗		

② 子 会 社

(a) ㈱フタタ

本 店	福岡県福岡市中央区天神3丁目1番1号				
店 舗	84店舗 (9県)				
山 口 県	4店舗	福 岡 県	33店舗	佐 賀 県	6店舗
長 崎 県	9店舗	熊 本 県	6店舗	大 分 県	12店舗
宮 崎 県	5店舗	鹿 児 島 県	7店舗	沖 縄 県	2店舗

(b) ㈱フィットハウス

本 社	岐阜県可児市坂戸111番地				
店 舗	32店舗 (12都府県)				
茨 城 県	1店舗	埼 玉 県	1店舗	千 葉 県	1店舗
東 京 都	1店舗	石 川 県	1店舗	山 梨 県	1店舗
岐 阜 県	6店舗	静 岡 県	3店舗	愛 知 県	11店舗
三 重 県	1店舗	大 阪 府	4店舗	兵 庫 県	1店舗

(c) コナカエンタープライズ㈱

本 社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2				
店 舗	23店舗 (7都県)				
宮 城 県	5店舗	福 島 県	1店舗	茨 城 県	1店舗
埼 玉 県	4店舗	千 葉 県	6店舗	東 京 都	1店舗
神 奈 川 県	5店舗				

(d) ㈱アイステッチ

本 社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2				
店 舗	17店舗 (6都県)				
岩 手 県	1店舗	群 馬 県	1店舗	埼 玉 県	2店舗
千 葉 県	5店舗	東 京 都	3店舗	神 奈 川 県	5店舗

(e) KONAKA (THAILAND) CO., LTD.

本 社	タイ王国バンコク都			
店 舗	タイ王国 9店舗			

(7) 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファッション事業	1,726 (1,291) 名	41名増 (100名増)
レストラン事業	17 (213) 名	10名減 (32名減)
教育事業	9 (3) 名	－ (－)
全社 (共通)	174 (22) 名	5名増 (－)
計	1,926 (1,529) 名	45名増 (71名増)

- (注) 1. 使用人数は、就業員数であり、契約社員及びパートタイマー（1名当たり1日8時間換算）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	838名	3名増	38.2歳	15.9年
女性	171名	20名増	27.5歳	5.0年
計	1,009名	23名増	36.4歳	14.1年

- (注) 使用人数には、社外への outward (4名)、契約社員 (269名) 及びパートタイマー (期中平均雇用人員632名・1名当たり1日8時間換算) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

借入先	借入額
㈱三井住友銀行	6,709百万円
㈱りそな銀行	2,223
㈱みずほ銀行	1,559
㈱三菱東京UFJ銀行	1,454
㈱横浜銀行	1,391
㈱十六銀行	570
三井住友信託銀行(㈱)	345
日本生命保険相互会社	200

- (注) 上記、借入金のうち連結子会社㈱フィットハウスの借入金7,220百万円には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 31,146,685株
- ③ 株主数 11,533名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
コナカ従業員持株会	1,573	5.40
湖中謙介	1,547	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,279	4.39
有限会社ワイアンドイー	1,086	3.73
湖中安夫	933	3.21
湖中博達	904	3.10
甲陽ハウジング有限会社	798	2.74
昭和住宅株式会社	783	2.69
二田孝文	772	2.65
株式会社三井住友銀行	754	2.59

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,027千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（2,027千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年9月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	湖中謙介	コナカエンタープライズ(株)代表取締役会長 (株)フタタ取締役会長 (株)フィットハウス取締役会長 (株)アイステッチ取締役 KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President KONAKA (SINGAPORE) PTE. LTD. Representative Director Chairman 上海庫納佳服装服飾有限公司董事長
専務取締役	沼田孝	管理本部長 上海庫納佳服装服飾有限公司董事
専務取締役	二田孝文	経営企画室長 (株)フタタ代表取締役会長 (株)アイステッチ代表取締役社長
専務取締役	山崎薫	営業本部長
常務取締役	鈴木茂樹	スーツセレクト事業本部長兼O・S・V事業部長
常勤監査役	湖中博達	
監査役	高山秀廣	(株)ピーシーデポコーポレーション社外取締役
監査役	増田誠次	

- (注) 1. 監査役高山秀廣氏及び増田誠次氏は、社外監査役であります。
2. 監査役高山秀廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 平成28年10月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・常務取締役鈴木茂樹氏は、スーツセレクト事業本部長兼O・S・V事業部長からスーツセレクト事業本部長兼ディファレンス事業部長に就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	128百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	21百万円 (7百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (2名)	150百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年12月15日開催の第33期定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額350百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額100万円（取締役に2名に対し100万円）。

③ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役高山秀廣氏は、㈱ピーシーデポコーポレーションの社外取締役を兼任しております。

なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

(b) 事業年度中における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
監 査 役 高 山 秀 廣	当事業年度開催の取締役会25回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 増 田 誠 次	当事業年度開催の取締役会25回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち全てに出席し、必要に応じて独立적인見地から発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に適切な社外取締役の人選に努めましたところ、適任者を得ることができましたので、第43期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
(a) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
(b) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、(a)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の一部連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

(a) 金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要
新日本有限責任監査法人

(b) 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(c) 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明した
- ・監査法人の運営が著しく不当と認められた

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 内部統制システムの一環として社長直轄の監査室を設置しており、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行う
- (b) 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令遵守の観点から法律顧問契約を締結している弁護士と日常の法律問題に関する情報を交換し、これに対する意見を聴取しつつ日常発生する法律問題全般に関して助言と指導を適時受けられる体制を設けるものとし、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっている
- (c) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し運用を行う
- (d) 会社規則の制定及び運用状況の検証を行う

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書保存規程に従い適切に保存・管理する
- (b) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、主としてシステム面から、効果的な情報セキュリティ施策を推進する
- (c) 個人情報の管理については、法令はもとより、ガイドライン等を遵守するとともに、社内研修・モラル教育の実施及び管理意識の醸成と浸透に努めるほか、情報漏洩、不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者の制限・パスワード管理及び指紋認証による入室管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理については、リスク管理規程、災害対策規程、危機管理マニュアルを定めるとともに、各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、必要に応じ研修、マニュアルの作成・配布等を行う
- (b) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定める

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例の取締役会を毎月開催し、会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行う
 - (b) 業務執行体制としては執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離する
 - (c) 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完する機関として、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を月1回定例開催し、特に必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題の検討や報告をする
 - (d) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「経理部」にて子会社及び関連会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の内容面についても適正を確保する体制をとる
 - (b) 中期経営計画、年度予算制度に基づき、グループ全体及び各関係会社の予算・業績管理を実施する
 - (c) グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- コンプライアンス室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、取締役と監査役が意見交換をする
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
- (a) 監査役は、補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとる
 - (b) 監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定する

- (c) 監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務の遂行に当たって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けないものとする

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする

- (a) 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- (b) 当社及びグループ会社の業績状況
- (c) 経営会議で審議・報告された案件
- (d) 監査室が実施した内部監査の結果
- (e) 品質の欠陥に関する事項（製品の瑕疵、異物混入、その他）
- (f) その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに取締役及び使用人へ周知徹底する

⑩ 当社の監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役職務の執行に際し、監査役の円滑な監査活動を行うための体制を保証するものとし、監査業務に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく当社の負担とする

⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告する
- (b) 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行う
- (c) 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとする。また、あらゆる暴力を排除し企業防衛を図ることを目的として「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し情報収集に努めるとともに、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等と密接に連携し、迅速且つ組織的に対処できる体制を構築する

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況をコンプライアンス室に報告し、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、強固な財務基盤を形成し、安定した配当を実現しております。したがって、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えております。

そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきものと判断いたしました。

そのため当社は、平成25年11月8日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を決議いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成25年11月8日付で「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.konaka.co.jp>）に掲載しております。

3. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

(1) 当社取締役会は、上記2. の取組みが当社の上記1. の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないと考えます。

現在の当社取締役は、顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、当社の紳士服小売チェーンとしての商品開発戦略、営業販売戦略、店舗開発、広告宣伝、物流システムの確立、子会社グループ企業戦略などに関して、永年業務知識や営業ノウハウを蓄積しております。とくに商品開発におきましては、顧客の嗜好性をいち早く把握する業務知識とノウハウを背景に、低コスト低価格でよりよい商品展開を実現すべく、海外を含めた取引先等との業務提携関係を確立し、高付加価値機能性商品、SPA商品等の商品開発をするためにグローバルな商品生産体制を確立すべく業務に取り組んでおります。営業販売戦略及び店舗戦略におきましても、著名なデザイナーとの提携による営業戦略・店舗デザイン的大幅見直しなどにより着実な成果を上げるとともに、長期的視野に立った従業員研修、子会社グループ企業戦略などにより、強固な財務基盤を背景に、短期的な収益拡大とともに長期的な成長と将来の成長分野への基盤づくりを兼ね備えた経営を実現しております。

このような当社の事業においては経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

(2) 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成25年12月17日開催の当社第40期定時株主総会において承認可決されました。

(注) 本対応策は平成28年12月20日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了します。当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、本対応策は本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	[34,717]	流動負債	[15,455]
現金及び預金	9,304	支払手形及び買掛金	2,539
受取手形及び売掛金	1,687	電子記録債権	2,889
商 品	21,817	短期借入金	4,504
原材料及び貯蔵品	328	1年内返済予定の長期借入金	1,915
繰延税金資産	352	未 払 金	342
そ の 他	1,244	未 払 費 用	1,510
貸倒引当金	△18	未払法人税等	378
固定資産	[40,382]	未払消費税等	287
有形固定資産	(25,027)	賞与引当金	519
建物及び構築物	10,538	役員賞与引当金	10
機械装置及び運搬具	190	デリバティブ負債	143
工具、器具及び備品	1,460	そ の 他	414
土 地	12,546	固定負債	[12,252]
リース資産	219	長期借入金	8,033
建設仮勘定	71	長期未払金	58
無形固定資産	(357)	繰延税金負債	516
の れ ん	5	退職給付に係る負債	905
電話加入権	63	役員退職慰労引当金	149
そ の 他	288	ポイント引当金	1,666
投資その他の資産	(14,997)	長期預り保証金	492
投資有価証券	3,165	そ の 他	429
長期貸付金	1,624	負債合計	27,708
敷金及び保証金	9,017	純資産の部	
退職給付に係る資産	180	株主資本	[45,442]
そ の 他	1,070	資 本 金	5,305
貸倒引当金	△60	資 本 剰 余 金	14,745
資産合計	75,099	利 益 剰 余 金	28,732
		自 己 株 式	△3,341
		その他の包括利益累計額	[1,070]
		その他有価証券評価差額金	1,190
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	△144
		非支配株主持分	[878]
		純資産合計	47,391
		負債純資産合計	75,099

連結損益計算書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		69,633
売上原価		32,594
売上総利益		37,039
販売費及び一般管理費		34,793
営業利益		2,245
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	60	
不動産賃貸料	439	
その他	122	660
営業外費用		
支払利息	92	
不動産賃貸費用	161	
為替差損	119	
デリバティブ評価損	600	
その他	81	1,054
経常利益		1,851
特別利益		
固定資産売却益	4	
違約金収入	78	83
特別損失		
固定資産除却損	32	
減損損失	1,058	
災害による損失	75	
その他	398	1,565
税金等調整前当期純利益		368
法人税、住民税及び事業税		451
法人税等調整額		△55
当期純損失		27
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純損失		39

連結株主資本等変動計算書

（平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年10月1日期首残高	5,305	14,745	29,354	△3,340	46,064
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△582		△582
親会社株主に帰属する当期純損失			△39		△39
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△622	△0	△622
平成28年9月30日期末残高	5,305	14,745	28,732	△3,341	45,442

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成27年10月1日期首残高	1,186	57	117	1,361	873	48,300
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△582
親会社株主に帰属する当期純損失				-		△39
自己株式の取得				-		△0
自己株式の処分				-		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	4	△32	△262	△290	4	△286
連結会計年度中の変動額合計	4	△32	△262	△290	4	△908
平成28年9月30日期末残高	1,190	24	△144	1,070	878	47,391

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[19,636]	流 動 負 債	[15,332]
現金及び預金	3,038	支払手形	612
売掛金	1,025	電子記録債務	2,460
商 品	13,235	買掛金	1,311
原材料及び貯蔵品	297	短期借入金	4,100
前 渡 金	52	関係会社短期借入金	3,350
前 払 費 用	423	1年内返済予定の長期借入金	1,133
繰延税金資産	204	未 払 金	183
関係会社短期貸付金	1,106	未 払 費 用	1,070
そ の 他	253	未 払 法 人 税 等	279
固 定 資 産	[38,712]	預 り 金	101
有形固定資産	(11,232)	賞 与 引 当 金	311
建 物	4,384	役 員 賞 与 引 当 金	10
構 築 物	142	そ の 他	409
機 械 及 び 装 置	162	固 定 負 債	[4,440]
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	1,573
工具、器具及び備品	1,017	長 期 未 払 金	44
土 地	5,502	繰延税金負債	324
そ の 他	21	退職給付引当金	699
無形固定資産	(208)	ポイント引当金	1,444
借 地 権	48	預 り 保 証	292
ソ フ ト ウ ェ ア	51	そ の 他	61
電 話 加 入 権	44	負 債 合 計	19,773
そ の 他	64	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(27,271)	株 主 資 本	[37,412]
投資有価証券	2,332	資 本 金	(5,305)
関係会社株式	15,854	資 本 剰 余 金	(14,745)
長期貸付金	2,026	資 本 準 備 金	14,745
長期前払費用	210	利 益 剰 余 金	(20,715)
敷 金	5,858	利 益 準 備 金	370
保 証 金	1,169	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,345
そ の 他	247	庄 縮 記 帳 積 立 金	284
貸倒引当金	△202	別 途 積 立 金	9,300
投資損失引当金	△226	繰越利益剰余金	10,761
資 産 合 計	58,348	自 己 株 式	(△3,354)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	[1,162]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	(1,162)
		純 資 産 合 計	38,575
		負 債 純 資 産 合 計	58,348

損 益 計 算 書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		39,994
売 上 原 価		16,063
売 上 総 利 益		23,930
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,194
営 業 利 益		735
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33	
受 取 配 当 金	40	
不 動 産 賃 貸 料	187	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	110	
そ の 他	116	488
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45	
不 動 産 賃 貸 費 用	60	
為 替 差 損	142	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	201	
そ の 他	40	489
経 常 利 益		734
特 別 利 益		
違 約 金 収 入	78	78
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14	
減 損 損 失	887	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	152	
そ の 他	250	1,305
税 引 前 当 期 純 損 失		492
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		252
法 人 税 等 調 整 額		△48
当 期 純 損 失		696

株主資本等変動計算書

（平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年10月1日期首残高	5,305	14,745	14,745	370	284	9,300	12,040	21,994	△3,353	38,692
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			-				△582	△582		△582
税率変更に伴う 圧縮記帳積立金の増加			-		6		△6	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			-		△6		6	-		-
当期純損失			-				△696	△696		△696
自己株式の取得			-					-	△0	△0
自己株式の処分			-				△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			-					-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	0	-	△1,279	△1,279	△0	△1,279
平成28年9月30日期末残高	5,305	14,745	14,745	370	284	9,300	10,761	20,715	△3,354	37,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年10月1日期首残高	1,054	1,054	39,746
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△582
税率変更に伴う 圧縮記帳積立金の増加		-	-
圧縮記帳積立金の取崩		-	-
当期純損失		-	△696
自己株式の取得		-	△0
自己株式の処分		-	0
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	107	107	107
事業年度中の変動額合計	107	107	△1,171
平成28年9月30日期末残高	1,162	1,162	38,575

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月21日

株式会社 コナカ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀越 喜臣 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コナカの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月21日

株式会社 コ ナ カ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 誠三郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コナカの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月21日

株式会社コナカ 監査役会

常 勤 監 査 役 湖 中 博 達 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 高 山 秀 廣 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 増 田 誠 次 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額は291,189,940円

なお、中間配当金として1株につき金10円をお支払しておりますので、年間配当金は1株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役に2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こなか けんすけ 湖中謙介 (昭和35年10月16日生)	昭和57年4月 日本テラー株式会社入社 平成3年5月 当社と合併により、当社取締役 平成11年12月 当社常務取締役 平成15年2月 当社専務取締役 平成17年10月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フタタ取締役 株式会社フィットハウス取締役会長 コナカエンタープライズ株式会社代表取締役会長 株式会社アイステッチ取締役 KONAKA (THAILAND) CO., LTD. Representative Director President KONAKA (SINGAPORE) PTE. LTD. Representative Director Chairman 上海庫納佳服装服飾有限公司董事長	1,547,417株
2	ぬまた たかし 沼田孝 (昭和27年11月3日生)	平成13年1月 株式会社りそな銀行横浜支店長 平成15年10月 当社顧問 平成15年12月 当社常務取締役 平成17年10月 当社常務取締役管理本部長兼人事部長 平成19年10月 当社専務取締役管理本部長兼人事部長 平成25年12月 当社専務取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 上海庫納佳服装服飾有限公司董事	2,620株
3	ふたた たかふみ 二田孝文 (昭和31年2月7日生)	昭和53年3月 株式会社フタタ取締役（非常勤） 昭和60年1月 同社取締役 平成元年5月 同社常務取締役 平成4年4月 同社専務取締役 平成8年4月 同社代表取締役専務 平成10年4月 同社代表取締役社長 平成18年12月 当社取締役 平成19年10月 当社専務取締役経営企画室長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社フタタ代表取締役会長 株式会社アイステッチ代表取締役社長	772,387株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	やまざき かおる 山崎 薫 (昭和34年12月20日生)	昭和56年9月 株式会社新紳(現 当社)入社 平成8年9月 当社営業本部販売促進部長 平成10年5月 コナカエンタープライズ株式会社へ転籍取締役 平成11年5月 同社常務取締役 平成15年12月 当社取締役 平成16年12月 コナカエンタープライズ株式会社専務取締役 平成19年10月 同社代表取締役社長 平成22年10月 当社常務取締役営業本部長 平成23年12月 当社専務取締役営業本部長(現任)	41,522株
5	なずき しげき 鈴木 茂樹 (昭和32年2月21日生)	昭和54年4月 株式会社新紳(現 当社)入社 平成13年4月 当社商品本部商品一部長兼商品管理部長 平成13年12月 当社取締役商品本部商品一部長兼商品管理部長 平成15年9月 当社取締役商品本部長兼商品一部長 平成17年10月 当社取締役商品本部長 平成19年10月 当社取締役スーツセレクト事業本部長 平成22年12月 当社執行役員スーツセレクト事業本部長 平成23年4月 当社執行役員スーツセレクト事業本部長兼O・S・V事業部長 平成26年10月 当社常務執行役員スーツセレクト事業本部長兼O・S・V事業部長 平成27年12月 当社常務取締役スーツセレクト事業本部長兼O・S・V事業部長 平成28年10月 当社常務取締役スーツセレクト事業本部長兼ディファレンス事業部長(現任)	30,015株
6	※ ますだ せいじ 増田 誠次 (昭和16年8月4日生)	昭和37年7月 神奈川県警察採用 平成7年3月 山手警察署長 平成10年8月 小田原警察署長 平成12年3月 警察本部総務部長 平成20年10月 当社非常勤顧問 平成20年12月 当社社外監査役(現任) 平成28年5月 一般社団法人神奈川県警親会会長(現任)	9,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
7	※ おおたに よしこ 大谷 佳子 (昭和32年11月26日生)	昭和62年8月 株式会社ダイエードラッグ入社 平成14年4月 株式会社リテイルネットワークス ストアーズ ディレクター 平成15年5月 同社取締役 平成17年5月 株式会社オリエンタルランド 商品本部商品販売部長 平成19年2月 株式会社ユニクロ ユニクロ大学部長 平成20年6月 株式会社オフィス大谷 代表取締役 (現任) 平成20年10月 株式会社リテイルネットワークス 取締役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 増田誠次氏及び大谷佳子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 増田誠次氏及び大谷佳子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 増田誠次氏は当社の社外監査役在任期間において、危機管理や組織運営に関する豊富な知識・経験に基づき、独立した立場から意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 大谷佳子氏は大手企業にて店舗運営及び人材開発部門の責任者として数多くの実績を残しており、また会社経営にも精通していることから社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 増田誠次氏は、現在当社の監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。
6. 当社は、増田誠次氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また大谷佳子氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こなか ひろたつ 湖中博達 (昭和39年2月2日生)	昭和62年4月 当社入社 平成7年11月 当社管理本部人事部長 平成7年12月 当社取締役 平成12年10月 当社店舗開発部長 平成18年12月 当社管理本部総務部長 平成21年4月 当社秘書室長 平成22年12月 当社執行役員秘書室長 平成24年12月 当社常勤監査役（現任）	904,069株
2	たかやま ひでひろ 高山秀廣 (昭和22年1月20日生)	昭和45年4月 監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 昭和49年9月 公認会計士登録 平成4年5月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 平成20年8月 高山秀廣公認会計士事務所所長（現任） 平成20年9月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科講師 平成20年12月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ピーシーデポコーポレーション社外取締役	4,100株
3	※ もりた よういち 森田洋一 (昭和26年1月27日生)	昭和48年4月 神奈川県警察採用 平成13年9月 大磯警察署長 平成18年3月 横浜市警察部副部長 平成21年3月 横浜市警察部長 平成21年9月 警察本部生活安全部長 平成23年4月 上野興産株式会社顧問（現任）	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 高山秀廣氏及び森田洋一氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 高山秀廣氏及び森田洋一氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 (1) 高山秀廣氏は公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計に係る幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります
 (2) 森田洋一氏は永年にわたり警察関係の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な知識と高い見識を有することから、社外監査役として選任をお願いす

るものであります。

なお、上記両氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

5. 高山秀廣氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、高山秀廣氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また森田洋一氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
7. 森田洋一氏は平成28年11月30日をもって上野興産株式会社を退職予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
当社本店 5階 会議室

交通のご案内 JR横須賀線 東戸塚駅下車東口 徒歩3分

